

グループホーム せいか

認知症対応型共同生活介護 運営規程

介護予防認知症対応型共同生活介護 運営規程

運営規程		地域密着型指定基準
第1章 事業の目的と運営の方針		
第1条 (事業の目的)		第89条 (基本方針)
第2条 (運営の方針)		第89条 (基本方針)
第3条 (事業所の名称及び所在地等)		
第2章 職員の職種、員数及び職務の内容		
第4条 (従業者の職種・員数及び職務内容)		第90条 (従業者の員数) 第91条 (管理者)
第3章 入所定員及び居室数		
第5条 (入所定員)		
第4章 設備及び備品等		
第6条 (居室)		第93条 (設備に関する基準)
第7条 (食堂)		第93条 (設備に関する基準)
第8条 (その他の設備)		第93条 (設備に関する基準)
第5章 同意と契約		
第9条 (内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)		第9条 (内容及び手続きの説明及び同意)
第10条 (受給資格等の確認)		第12条 (受給資格等の確認)
第6章 サービスの提供		
第11条 (指定認知症対応型共同生活介護の内容)		第99条 (介護等)
第12条 (サービスの取り扱い方針)		第97条 (取扱方針) 第98条 (介護計画の作成)
第13条 (相談及び援助)		
第14条 (社会生活上の便宜の供与等)		第100条 (社会生活上の便宜の供与等)
第15条 (利用料及びその他の費用)		第96条 (利用料の受領等)
第16条 (利用料の変更等)		
第7章 留意事項		
第17条 (喫煙)		
第18条 (飲酒)		
第19条 (衛生保持)		
第20条 (禁止行為)		
第21条 (利用者に関する市町村への通知)		
第8章 従業者の服務規程と質の確保		
第22条 (従業者の服務規程)		
第23条 (利用者の権利)		
第24条 (衛生管理)		第58条 (衛生管理等)
第25条 (従業者の質の確保)		
第26条 (個人情報保護)		第34条 (秘密保持等)
第9章 緊急時、非常時の対応		
第27条 (緊急時の対応)		第80条 (緊急時等の対応)
第28条 (事故発生時の対応)		第38条 (事故発生時の対応)
第29条 (非常災害対策)		第57条 (非常災害対策)
第10章 その他		
第30条 (地域との連携)		
第31条 (勤務体制等)		第103条 (勤務体制の確保等)
第32条 (記録の整備)		第107条 (記録の整備)
第33条 (苦情処理)		第37条 (苦情処理)
第34条 (掲示)		
第35条 (協力医療機関等)		第105条 (協力機関等)
第36条 (人権擁護・虐待防止)		
第37条 (身体拘束)		
第38条 (暴力団排除)		
第39条 (その他)		

第1章 事業の目的と運営の方針

第1条（事業の目的）

社会福祉法人華頂会が開設する（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所（以下、「事業者」という。）が行う指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要支援及び要介護状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とします。

第2条（運営の方針）

- 1 事業者は介護保険法等の主旨に沿って利用者の意思及び人格を尊重し、事業所の介護サービス計画に基づき認知症の高齢者が家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにします。
- 2 事業の実施に当たっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- 3 前2項の他「大津市介護保険法に基づく指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月22日大津市条例第17号）及び「大津市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年3月22日大津市条例第18号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第3条（事業所の名称及び所在地等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 一 名称 グループホーム せいか
- 二 所在地 滋賀県大津市大萱6丁目9番9号

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

第4条（従業者の職種・員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- 一 管理者 1人
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
- 二 計画作成担当者 1人
(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当します。
- 三 介護従業者 3人以上
入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。

第3章 入所定員

第5条（入所定員）

事業所の利用者の入所定員は9人とし、災害等やむを得ない場合を除いて、入所定員を超えて入所することはできません。

第4章 設備及び備品等

第6条（居室）

事業者は利用者の居室を原則個室（定員1名）としています。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、定員2名とすることができます。

第7条（食堂）

事業者は利用者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・いすを備えています。

第8条（その他の設備）

事業者は設備としてその他に、居間、台所、浴室、消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備、その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けます。

第5章 同意と契約

第9条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

事業者はサービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

第10条（受給資格等の確認）

事業者はサービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護（要支援2）認定の有無及び要介護（要支援2）認定の有効期間を確認することができます。

第6章 サービスの提供

第11条（指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容）

利用者が自立した日常生活を営むことができるように、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行います。

- 一 生活相談
- 二 健康チェック
- 三 入浴

四 食事

五 その他日常生活に必要な介護

第12条（サービスの取り扱い方針）

- 1 事業者は可能なかぎり要介護（要支援2）状態の維持もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。
- 2 サービスを提供するに当たっては利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
- 3 事業者はサービスを提供するに当たってその（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。
- 4 事業者はサービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 5 事業者はサービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行いません。また、身体拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 6 事業者は自らその提供するサービスの質の評価を自己評価と外部評価によって行い、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

第13条（相談及び援助）

事業者は常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対してその相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

第14条（社会生活上の便宜の供与等）

- 1 事業者には教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためにレクリエーションの機会を設けます。
- 2 事業者は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行します。
- 3 事業者は常に利用者の家族との連携を図り、利用者と家族の交流等の機会を確保するよう努めます。

第15条（利用料及びその他の費用）

- 1 （介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型（介護予防）のサービス費用基準額から事業者を支払われる地域密着型（介護予防）サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。

- 2 事業者は法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
- 3 事業者は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。
 - 一 食材料費 1日当り 1,550円
 - 二 理美容代 実費
 - 三 おむつ代 実費
 - 四 日常生活費 実費
 - 五 居住に要する費用 1日当り 1,900円
 - 六 水道光熱費 1日当り 500円
 - 七 管理費 1日当り 100円 具体的内容は建物の修繕費用、設備点検費用
 - 八 寝具リース費 1ヶ月当り 2,500円
 - 九 個人娯楽費 実費
 - 十 厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 十一 その他、(介護予防)認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの
- 4 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

第16条 (利用料の変更等)

事業者は介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定するその他の利用料を変更することができます。

事業者は前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第7章 留意事項

第17条 (喫煙)

喫煙は事業所内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙にご協力頂きます。

第18条 (飲酒)

飲酒は事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力頂きます。

第19条 (衛生保持)

利用者は生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂きます。

第20条（禁止行為）

利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第21条（利用者に関する市町村への通知）

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知します。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護(要支援2)状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第8章 従業者の服務規程と質の確保

第22条（従業者の服務規程）

- 1 従業者は介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い自己の業務に専念します。服務に当たっては常に以下の事項に留意します。
 - 一 利用者に対しては人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
 - 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
 - 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第23条（利用者の権利）

事業者は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護に関して以下の権利を守ります。

- 一 独自の生活歴を有する個人として尊重し、プライバシーを保ち、尊厳を維持します。
- 二 生活やサービスにおいて十分な情報を提供し、個人の自由を好み及び主体的な決定が尊重されます。
- 三 安心感と自信を持てるように配慮し、安全と衛生が保たれた環境で生活を保障します。
- 四 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援し、必要に応じて適切な介護を継続的に行います。
- 五 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を行います。
- 六 家族や大切な人との通信や交流の自由を保ち、個人情報を守ります。
- 七 地域社会の一員として生活・選挙その他一般市民としての行為を保障します。
- 八 暴力や虐待及び身体的・精神的拘束を行いません。
- 九 生活やサービスについて苦情を伝え、解決されない場合は、専門家又は第三者機関の支援を受けます。

第24条（衛生管理）

- 1 事業者は、感染症の発生及び蔓延防止のためのマニュアルを整備し、従業者に対し研修を行います。
- 2 従業者は、感染症の発生及び蔓延防止のために必要な措置を講じます。

第25条（従業者の質の確保）

事業者は従業者の資質向上を図るため、以下についてマニュアルを整備し研修を行います。

- 一 認知症の利用者への対応及びケア
- 二 利用者のプライバシー保護
- 三 食事介助
- 四 入浴介助
- 五 排泄介助
- 六 移動介助
- 七 清拭及び整容
- 八 口腔ケア
- 九 利用者の金銭管理

第26条（個人情報保護）

- 1 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。
- 2 事業者は従業者が退職した後も、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
- 3 事業者は関係機関、医療機関等に対して利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。
- 4 事業者は個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 事業者は個人情報の保護に係る規程を公表します。

第9章 緊急時、非常時の対応

第27条（緊急時の対応）

従業者は利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

第28条（事故発生時の対応）

事業者は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

事業者は利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

第29条（非常災害対策）

1 事業者は非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し迅速適切な対応に努めます。

非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業員に対し周知徹底を図るため年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。

2 事業者は非常災害時等の発生時の際にその事業所が継続出来るよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努める事を規定します。

第10章 その他

第30条（地域との連携）

事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど地域との交流に努めます。

第31条（勤務体制等）

早出：8:30～17:30

遅出：9:30～18:30

夜勤：16:30～翌日10:30

夜間及び深夜の時間 22時～翌日6時

事業者は利用者に対して適切なサービスを提供できるような体制を定めます。

事業者は従業員の資質向上のための研修の機会を設けます。

第32条（記録の整備）

事業者は従業員・設備・備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

事業者は利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとします。

第33条（苦情処理）

1 事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

2 事業者は提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行い報告します。

3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、滋賀県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、滋賀県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第34条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

第35条（協力医療機関等）

事業者は入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

事業者は治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておきます。

第36条（人権擁護・虐待防止）

事業者は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に対して周知徹底を図ります。
- 二 虐待防止のための指針を整備します。
- 三 従業者に対する人権擁護、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- 四 前3号の措置を適切に実施するための担当者を置きます。

第37条（身体拘束）

原則として、利用者の自由を制限する身体拘束は行わない。但し、当該利用者、又は他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ず下記の要件等において最小限度の身体拘束を行うことがあります。また、その場合には家族等に対して説明し、同意を得るものとします。

- 一 入居者（利用者）本人または入所者（利用者）等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- 二 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない場合
- 三 身体拘束その他の行動制限が一時的である場合
- 四 身体拘束実施に関しては実施内容を記載し、様態、時間、心身の状況、緊急やむを得ない理由等を明確にします。

第38条（暴力団排除）

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所を運営する法人の役員及び指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であってはならない。指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所は、その運営について暴力団員の支配を受けてはならない。

第39条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

平成20年6月1日施行
平成25年5月1日改訂
平成26年4月1日改訂
平成26年6月1日改訂
平成26年9月1日改訂
平成27年4月1日改訂
令和元年10月1日改訂
令和02年1月1日改訂
令和02年6月1日改訂
令和05年5月1日改訂

華頂会 グループホームせいか
所在地 〒520-2144
滋賀県大津市大萱6丁目9番9号
TEL 077-543-5611
FAX 077-543-5612